

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受託者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例（平成14年堺市条例第38号。以下「条例」という。）第11条第2項の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受託者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

- 第3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 2 受託者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、本条例により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、条例第60条により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、条例第61条により、受託者に対しても、各本条の罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

- 第4 受託者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

- 第5 受託者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、発注者が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならない。
- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - (2) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合又は委託者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
 - (4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(返還、廃棄等)

- 第6 受託者は、本件業務を処理するために委託者から提供され、又は自らが収集した個人情報

について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、委託者の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際して委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他委託者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、委託者が事前に承諾した場合に限り、受託者は、本件業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。この場合において、受託者は、再委託先に対し、受託者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で委託者に報告しなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第11 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。